

「修了審査委員会」規程

規程第 2-2 号

(修了要件・修了審査)

第 1 条 本規程は、学則第 26 条に基づき、「修了要件」ならびに「修了審査」について定めるものである。

- (1) 事業構想大学院大学事業構想研究科の 2 年の課程を修了しようとするものは、「修了審査委員会」(以下、委員会)による「修了審査」を受けなければならない。「委員会」は当該学生 2 年次の後期(おおむね 3 月)に開催する。
- (2) 委員会は、研究科長を長とし、本研究科専任教員 3 名以上 5 名以内をもって構成する。うち、当該学生が「演習・指導科目」を履修する教員 1 名以上の参加を要する。(演習・指導教員は院生の履修状況により 2 名の場合もある)。
- (3) 修了審査にあたっては、学生の申し出により、事務局によって「判定表」個表を作成し、これを審査資料として「委員会」に提出にしなければならない。
- (4) 「判定表」は、①成績状況(科目評価、レポート評価、演習評価)、②履修状況(取得単位数、履修科目)、③出席状況(授業出席、討論参加)の三分野からなり、事務局が学生と教員の双方からの資料をもとに作成する。
- (5) 委員会は、この「判定表」をもとに意見交換し、それぞれ採点して修了の可否を決定する。合否ラインは、すべての委員が 100 点満点中 60 点以上の評価とする。
- (6) 審査にあたっては、判定内容の確認や意見聴取のため学生との面談をおこなうこともある。また、合格点に満たない学生には履修指導を行なう。

(改廃)

第 2 条 この規程の定めのないこと、または規程の変更は教授会の議を経て研究科長が決定する。

附 則

1. 本付随規程は 2012 (平成 24) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2016 (平成 28) 年 3 月 24 日一部改正)

1. 本付随規程は 2016 (平成 28) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2020 (令和 2) 年 8 月 26 日一部改正)

1. 本規程を、学則の付随規程から外し、独立した規程として制定する。
2. 本規程は、2021 (令和 3) 年 4 月 1 日から施行する。